

(資料A')

特定調達品目検討に当たっての基本的考え方

1. 「基本方針」に定める基本的考え方

特定調達品目及びその判断の基準等の検討は、「基本方針」(資料A)に定める基本的考え方に基づき実施する。検討に当たっての主要な観点は以下のとおりとする。

- ① 物品等の品質等の一般的事項を満足していること
 - ・ 品質、機能、供給体制等、調達される物品等に期待される一般的事項を満足していること
 - ・ 環境負荷低減効果に対してコストが著しく高くない、または、普及による低減が見込まれること
- ② 環境負荷低減効果が確認できること
 - ・ 客観的に環境負荷低減効果が確認できること(環境負荷低減効果の評価方法について科学的知見が十分に整っていること)
 - ・ 数値等の明確性が確保できる判断の基準の設定が可能であること

なお、特定調達品目は、国、独立行政法人及び特殊法人が重点的に調達を推進する環境物品等の種類であり、また、グリーン購入法はより環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的としているため、以下に該当する提案については検討の対象外となる。

- ・ 国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの
国等の機関においてある程度調達のあるものが対象となり得る。特定の機関において多くの調達があるようなものについては、その機関の調達方針において対象品目とすることを検討する。
- ・ 判断の基準を満たしたものが十分に普及し、既に通常品となっているもの

2. 公共工事における品目検討の考え方

特定調達品目のうち、公共工事に係る品目については、「基本方針」(資料A)にも示すとおり、目的となる工作物が、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要があるなどの特徴を有している。

特定調達品目の検討に当たっては、環境負荷低減効果があり、かつ、国等が調達を推進するこ

とにより環境物品等の普及が図られるものを特定調達品目として定めることとし、特に以下の観点から検討を実施する。

- ①環境負荷低減効果が客観的に認められるもの
- ②普及の促進が見込まれるもの
- ③品質確保(安全性、耐久性等)が確実なもの
- ④コストが適正と判断されるもの

なお、具体的な検討にあたっては、「グリーン購入法の公共工事の技術評価基準(案)」(資料B)により行う。

3. その他

上記に示されているもの以外に、法令上や運用上の点から、以下のような事項についても配慮を行いながら検討を行う必要がある。

- ① 会計法や WTO 協定に整合的であること
 - ・ 入札参加資格の要件を不必要に制限しないこと
 - ・ 多数の者が製造・販売を行っていること(競争性の確保)
 - ・ WTO で未だ議論中であるような事項へ配慮(PPM 等)
- ② 特定の特許等に限定するような基準の設定は行わない
- ③ 全国的な供給が見込まれるものであること
 - ・ 全国的な調達に対し、判断の基準を満たしたものの供給が見込まれるものであること

現在、国等の各機関においては、特定調達品目について、原則的に判断の基準を満たすものを購入することとして取り組まれており、高い調達率を維持しているところ。調達が不可能な場合には調達実務における問題も発生する。
- ④ 環境負荷低減効果について適切な比較対象があること
 - ・ 環境負荷低減効果があるということは相対的に比較の対象が必要である
 - ・ 不適当な例: 畳は藁でできているから環境に良い、金属製の製品はリサイクルされるから環境に良い など

4. 素材の評価について

- 製品の素材は、求められる機能・性能を考慮して選択されていることがほとんどであり、一概に素材の異なる製品間の比較を行うことは適当ではない。
- 同じ機能・性能を有すると判断され*、かつ、素材の異なる製品間の比較においては、LCA による評価が有効であると考えられる場合が多い。(LCA は素材転換による環境影響項目間

のトレードオフ関係を把握し、ライフサイクル全般を通じての環境影響改善効果をチェックする方法として有効である。)

- ただし、LCA による評価結果は、データの収集方法やシステム境界などの前提条件の設定に依存することもあり、データの正確さや LCA 実施の前提条件を十分に把握した上で利用することが必要となる。

また、特定調達品目及びその判断基準の検討においては、特定の製造業者の特定の製品を評価するものではなく、原則として、対象となる製品群を総体として扱う必要があるため、その活用には注意が必要である。

さらに、LCA による評価を行うものには単に生産工程・製造工程の違いにより、製品の特性に関連しないものの比較を行うものも多いため、このようなものに対する基準の設定においては、WTO における議論の状況等も念頭に対応する必要がある。

- * :「同じ機能・性能を有すると判断されるもの」とは、通常の調達者が機能・性能が同一のものとして調達すると一般的に考えることができるもの。

■ 素材に関する比較検討の難易度による分類

① 比較の可能性のあるもの

機能・性能について、通常の調達者が同一のものとして調達すると一般的に考えることができるもの。

- LCA により客観的な優劣の判断のつく可能性のあるもの^注
 - ・重視する環境影響項目が同じで結果にトレードオフが生じないもの
(例:窓付き封筒の石油由来プラと植物由来プラの比較)
- 客観的な優劣の判断を行うことは困難であるが、LCA によるトレードオフのチェックを行うことが有効であるもの^注
 - ・重視する環境影響項目が同じで結果にトレードオフが生じるもの
 - ・素材の違いにより、重視すべき環境影響項目が CO2 排出と水質汚濁などのように異なるもの、使用対象目的がリサイクル性向上と軽量化など異なるもの

注:ただし、LCA による評価は、データの収集方法やシステム境界などの前提条件の設定に依存することもあり、データの正確さや LCA 実施の前提条件を十分把握した上で注意して利用することが必要である。現実的には収集できるインベントリデータには限界があり、必ずしも多くのものが容易に比較できるわけではない。

② 比較検討が不適切又は不可能なもの

機能・性能について、通常の調達者が異なるものとして調達すると一般的に考えられるもの

- (例:樹脂製、陶製のフラワーポット)
- (例:コンクリート、鉄骨、木材の一般的な素材比較)